

令和4年守山市議会第2回臨時会議提出議案

1 付議件数

専決案件	－ 件	その他の案件	1 件
認定案件	－ 件	諮問案件	－ 件
予算案件	1 件	推薦案件	－ 件
条例案件	1 件	提出案件計	3 件
人事案件	－ 件	(報告案件)	6 件

提出日 令和4年4月21日

2 議案概要

【議第34号】 令和4年度守山市一般会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正額 3,841,319千円 （補正後の額 37,821,319千円）

【議第35号】 守山市勤労者余暇利用施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

（改正概要） JR守山駅東口における新施設整備等に関する具現化方針等に基づき、守山駅東口周辺の市所有地を株式会社村田製作所に売却することに伴い、当該売却対象地に含まれる「守山駅前東口スポーツ広場」を廃止するもの

（施行期日等）

- (1) 施行期日 令和5年3月31日までの間において規則で定める日
- (2) 守山市使用料および手数料条例の一部を改正する。
「守山駅前東口スポーツ広場」に係る使用料を廃止する。

【議第36号】 財産の処分につき議決を求めることについて

地方自治法第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議決を求めるもの

処分財産 土地および建物

処分財産の表示

(1) 土地

所在	地番	地目	地積
守山市浮気町字中ノ町	300番14	宅地	8,329.27平方メートル
守山市浮気町字中ノ町	300番35	鉄道用地	802.60平方メートル
守山市浮気町字中ノ町	300番36	鉄道用地	501.26平方メートル
守山市浮気町字中ノ町	301番12	鉄道用地	11.27平方メートル
守山市浮気町字中ノ町	301番13	鉄道用地	47.25平方メートル
守山市浮気町字中ノ町	301番11	鉄道用地	251.89平方メートル
守山市浮気町字中ノ町	301番8	鉄道用地	23.21平方メートル
地積合計			9,966.75平方メートル

(2) 建物

所在地	構造	延床面積
守山市浮気町字中ノ町 300番地24	鉄筋コンクリート造 陸屋根瓦葺 6 階建	4, 107. 42平方メートル

処分予定価格 3, 641, 180, 750円

処分目的 民間活力による土地利用の促進を図るため

処分方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、第5号および第6号）

契約相手方 京都府長岡京市東神足一丁目10番1号
株式会社村田製作所
代表取締役社長 中島 規巨

【報告第1号】 専決処分の報告について

〔令和3年度守山市一般会計補正予算（第17号）〕（令和4年3月31日付け委任専決第1号）

歳入歳出補正額 450, 000千円 （補正後の額 35, 308, 735千円）

【報告第2号】 専決処分の報告について

〔守山市税条例の一部を改正する条例〕（令和4年3月31日付け委任専決第2号）

（改正概要） 地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり所要の改正を行った。

(1) 固定資産税関係

ア 固定資産課税台帳の閲覧および固定資産課税台帳記載事項証明書の交付に際し、DV被害者等を保護する観点から、所要の措置を講じたものを閲覧および交付の用に供する規定を追加する。

イ 住宅の省エネ改修に係る固定資産税の特例措置について、現行の省エネ基準が施行される以前に建築された住宅への省エネ改修においても対象として追加する。

ウ 固定資産税の負担調整措置における商業地等に係る課税標準額の上昇幅について、現行は評価額の5%であるところを、令和4年度に限り2.5%とする。

(2) 引用条項ずれの整備

（施行期日等）

(1) 施行期日 令和4年4月1日

(2) 経過措置 令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

【報告第3号】 専決処分の報告について

〔守山市都市計画税条例の一部を改正する条例〕（令和4年3月31日付け委任専決第3号）

（改正概要） 地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり所要の改正を行った。

(1) 都市計画税の負担調整措置における商業地等に係る課税標準額の上昇幅について、現行は評価額の5%であるところを、令和4年度に限り2.5%とする。

(2) 引用条項ずれの整備

(施行期日等)

- (1) 施行期日 令和4年4月1日
- (2) 経過措置 令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

【報告第4号】 専決処分の報告について

〔守山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕(令和4年3月31日付け委任専決第4号)

(改正概要) 国民健康保険税の課税限度額を見直す国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、次のとおり所要の改正を行った。

- (1) 国民健康保険税の課税限度額の引上げ
 - ア 基礎課税額(医療給付費分) 63万円 → 65万円(+2万円)
 - イ 後期高齢者支援金等課税額 19万円 → 20万円(+1万円)
- (2) 関係条文の字句の整備

(施行期日等)

- (1) 施行期日 令和4年4月1日
- (2) 適用区分 令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

【報告第5号】 令和3年度守山市水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、報告するもの(水道事業会計)

繰越額: 155,526,000円

【報告第6号】 令和3年度守山市下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、報告するもの(下水道事業会計)

繰越額: 145,691,000円